明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○日本中央競馬会の平成二十三事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令（一六）　二

〔告　示〕

○平成二十二年分として交付した政党交付金の総額及び各政党に対して交付した政党交付金の額を公表する件（総務七九）　二

○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（法務一〇四）　三

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（同一〇五）

○出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件の一部を改正する件（財務七四）

○有形の民俗文化財を重要有形民俗文化財に指定する件（文部科学三一）

○無形の民俗文化財を重要無形民俗文化財に指定する件（同三二）

○有形の民俗文化財を登録有形民俗文化財に登録する件（同三三）

○重要無形文化財の保持者の認定が解除された件（同三四）

○保安林の指定を解除する件（農林水産五七三～五八八）

○保安施設地区の指定をする件（同五八九）

○電気用品安全法第三十四条の規定による届出があった件（経済産業三七）

○海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件の一部を改正する件（海上保安庁六六）

○都市計画に関する件（北陸地方整備局一四）

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（中部地方整備局三八）

○道路に関する件（同三九）

○都市計画に関する件（近畿地方整備局五一、五二）

○道路に関する件（四国地方整備局一九、二〇）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣　最高裁判所

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

会計検査院法施行規則第八条第一項の規定に基づき、院長が欠けたとき又は事故のあるときに、その職務を代わって行う検査官を定めた件（会計検査院公示一）

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知（外務省）

法　務

公証人任免（法務省）

労　働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（同）

〔公　告〕

諸事項

官庁

司法書士懲戒処分、土地家屋調査士懲戒処分、鉱業法第一八九条の規定関係

裁判所

相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係

会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇日本中央競馬会の平成二十三事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令（政令第一六号）（農林水産省）

1　日本中央競馬会が、平成二二事業年度の剰余のうち、特別振興事業に使用することができる割合を、一〇〇分の一〇〇とすることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。